

大切なお客様 と キャプス をつなく ひゃふす便り

大切なお客様 と キャプス をつなく

2021.08.15発行

第 67 号

2008年創刊
毎号1万部発行

介護・福祉の文具マーケット CQPS キャプス

福島県の中央に位置し、国指定名勝の「須賀川牡丹園」などを有する緑豊かな須賀川市。ここに平成20年、特別養護老人ホームいわせ長寿苑は、開所しました。しかし、その3年後に突如襲った東日本大震災によって、誰もが予想することのできなかった危機的状況を迎えます。当時の経験と共に、この度の介護保険法改正に伴い3年の経過措置期間が設けられているBCP(業務継続計画)*策定について、社会福祉法人いわせ長寿会 部長の関根徳雄さんにお話を聞きました。

巻頭特集

災害は進化する。最悪を想定し、楽観できる心を忘れない

介護事業所におけるBCP策定について ~その経験から~

社会福祉法人いわせ長寿会 部長

関根 徳雄 Sekine Norio

福祉短大卒業後特養、病院相談員等を経て、通所、グループホーム等の立ち上げに関わり、平成18年(株)青木会計(現あおぞら税理士法人)へ、いわせ長寿会設立の為に勤務し、施設開所から現在に至る。



世界的な新型コロナウイルスによる状況下においても、私達、福祉・介護・医療事業者は、こうした災害下において最も過酷な影響を受ける社会的弱者を支えるインフラとして、決して動きを止めることはできません。又、わが国では東日本大震災以降も、熊本地震をはじめ、豪雨や台風などの大規模な風水害、新興感染症の流行など、毎年のように災害が頻発しています。

令和3年度介護報酬改定で、すべての介護サービス事業者に対し、災害や感染症の発生に対応したBCPの策定や研修、訓練の実施が義務付けられました。私達の提供しているサービスの停止は利用者の命に関わります。絶対に諦めないという使命感と決意をもって、皆様も日々

の業務にあたられていることと思います。

福島県須賀川市西部地区に位置する、いわせ長寿会では「共に生き分かち合える毎日」を運営理念とし、特養・短期入所・通所介護・訪問介護・訪問看護・居宅介護支援事業と6事業を運営しています。

12時間2交代のロビー介護

平成20年の開所から3年が経過した平成23年3月11日。東日本大震災が、何気ない日常を突如襲いました。福島県において当会が立地する須賀川市は中通り最大の震度6強を観測。3階建ての建物は3階の天井がほぼ全壊に近い崩落状況となり、スプリンクラー誤作動等の

* BCP(業務継続計画)とは
介護施設・事業所においては、災害や感染症などが発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスを安定的・継続的に提供を維持していくための方法、手段などを取り決めておく計画のことを言います。

次のページへ続く



影響で施設の大半が水浸しになりました。電気・水道・ガス・電話とライフラインが全て遮断された状況の中、比較的被害の少なかった事務所周辺を利用者の居場所確保を優先に整え、勤務可能な職員による12時間2交代の「ロビー介護」という、誰もが想像することのできなかった状況下に置かれました。水・食料・介護用品等、物資の確保に追われるなか、翌日には東京電力福島第一原発の爆発により、今度は放射能からの避難という最悪を想定し、パニックにならないようバスの手配準備や乗車席順等の優先事項を極秘に進める作業に追われました。

約2年に及ぶ避難生活のはじまり

そんな中の3月16日、車で20分ぐらいにある郡山市ビッグバレットふくしまが避難所として開設され、当時最大で約3000人の方々が避難されたとの情報が入りました。そんな状況を目の当たりにした当会理事長から、富岡町の施設利用者の受け入れが可能かどうかの問い合わせが、また同時期に福島県老協からも同様の相談がありました。当初、地域住民の避難があればそちらを優先すると決めてはいたものの、自治体も詳細把握が間に合わず、職員間で話し合った結果、受け入れを決定しました。

受け入れ人数は最大で13名、利用者状況把握の為に職員の同行を条件としました。余震は続いていたものの発生から8日が経ち、受け入れスペースの確保も何とか間に合い、3月19日、通所の場所を受け入れスペースとして対応しました。

同行職員9名の疲弊感もピークの中、各利用者のアセスメントを行うも、実際に介護に携わった職員は9名中1名のみで、結果、受け入れ段階での利用者把握は見たままで判断せざるを得ない状況でした。利用者同様に同行職員のメンタルも日増しに限界となり、受け入れから12日後、同行した職員全員に一旦施設を離れ休んで頂く事を提案し、当会で約2年に及ぶ避難生活が始まりました。

BCP構築体制の脆弱さを痛感する

この震災によって自宅が全壊したり、放射能からの避難で土地を離れたり、メンタル面から就業が出来なくなったりと数名の職員を失う結果となってしまいました。自宅や子どもの事を考えるととても仕事をしている場合ではなかった状況において、あらゆる個別事情を批判したり、陰

口が聞かれたりすることがなかったのは、その選択を誰もが理解・応援できた事で、より一層職員間の絆が生まれたのではないかと思います。ただその反面、当会におけるBCPの構築体制がいかに脆弱であったかを痛感させられ、このことが、何より最優先にBCP構築に取り組みきつかけとなった事は間違いありません。

東日本大震災における当会の被害総額は約6300万円。復旧を機に、それまでの特養50床を80床に増床し建物強化を図ったとともに、平成25年には須賀川市との災害協定を締結し、最大で150人が1週間生活できる水や食料、発電機、簡易ライト、ファンヒーター、扇風機等の備品を備蓄できる防災倉庫の設置等ハード面を強化、事業継続に関わるあらゆる側面からBCP策定を検討していくようになりました。

BCPは一度策定すれば終わりとは決してならない

「最悪を想定し、楽観できる心を忘れない」これは東日本大震災発生時に当会理事長より示された私達のあるべき「心構え」です。

災害は進化しています。「想定外」や「これ程までとは……」では責任問題が生じます。現に平成28年仙台地方裁判所での判決では、災害時における保護者への児童引き渡し時、保護者以外への引き渡しで犠牲になった児童については学校側の判断ミスとされました。





介護事業所においても通所介護における送迎中の事故については法人の責任は明確ですが、送迎後に事故があった場合はどうでしょうか？ 家族への引き渡しは行われたのか、鍵の管理はどうなっていたのか、災害に関わらず事業者側である法人の責任は、今後ますます重くのしかかる事も念頭にBCPや各マニュアル策定、見直しを行っていかねばと考えます。

BCPは一度策定すれば終わりとは、決してなりません。毎年進化する災害や感染症、ゲリラ豪雨に竜巻・突風と挙げればきりがありません。しかし私達の仕事は命を預かる仕事です。当会でも訪問系のサービスを行っており、施設さえ守れば良いという訳にはいきません。命を守る為にも、地域とのつながりや関係性は日常からとても重要なことで、災害時に関わらず常に出来る事、出来ない事を含め、「やるべき事」を考えて行動するのが大切となります。

災害時、判断する人が何を根拠にどう判断したのかが大切

令和元年10月。台風19号による被害は、まさに上記を体現する災害となりました。周囲を田畑に囲まれ、農業用ため池を背に立地する当会ですが、市が作成するハザードマップでは何も該当はしていません。しかし台風前に周囲では稲刈りが行われており、強い長雨が続いた結果、田んぼに残った稲わらが田畑の側溝へと流出、その稲わらが堰となり深夜には施設周囲道路が約60センチの浸水となりました。

幸い施設の浸水とまではいきませんでした。翌朝には施設を囲むように稲わらが散乱するという変わり果てた風景となりました。しかし、近隣住民の方々がトラクターやトラックで駆けつけて片付けを行って頂き、まさに何事もなかったかの様に日常を迎えられたのです。

災害時に瞬時に判断するのは誰でもよいと考えます。ただその時に判断する人が何を根拠にどう判断したのかが大切になり、こうしたこともBCPを作る上では検討が必要ではないかと言えます。

このコロナ禍において当会は、当初策定していたBCPの中にある新型インフルエンザを想定したマニュアルを準用しました。例年12月から3月は通常のインフルエンザ対策で面会制限等も行っていたので、他法人と比較すると、改めて行った新型コロナウイルス対応としては少ない

のかもかもしれません。但し、流行当初から「人・物・お金」という経営的視点での準備を進めていました。

「人」については行動制限を促すばかりではなく、精神的プレッシャーへの理解と対応を物心両面から目に見える形で取り組む必要がありました。次に「物」に対しては当初マスクや衛生用品不足が懸念される中、既存業者にこだわらずにスピード重視での物の確保に切り替え、毎月の棚卸やネット通販を活用することで、不足に陥ることなく在庫確保が出来ました。そして最後に「お金」です。直接的に新型コロナウイルスの影響は受けていないものの、6ヶ月間の必要資金として借入れを行いました。

私達にコロナをコントロールすることは出来ません。ですが他にやるべき事、出来る事は無限にあると思います。

災害時や異常時に「出来る事を出来る人」を育てていく

皆様の法人にあるBCPはいつ見直したでしょうか？ 見直しは事業継続上、絶対に必要です。そしてなにより災害時や異常時に「出来る事を出来る人」を育てる事が事業継続には不可欠となります。私達の提供するサービスを頼りにしている人たちが手を差し伸べようとしている人たちがいる限り、私達のサービスを止める訳にはいきません。「今」を見直す事から始めて下さい。災害は進化しているのですから。

**(簡易版BCP) 訪問系サービス事業所のための
「命と会社を守る防災マニュアル」**

「この本に学ぶ知識をあなたや仲間にも伝えておく、決めておく」
訪問系サービス事業所のための
**命と会社を守る
防災マニュアル**
(簡易版BCP)

著者 藤原 隆
監修 藤原 隆
発行 株式会社 訪問系サービス事業所協会
発行所 訪問系サービス事業所協会
発行年 2021年12月

**事業所の
災害・感染症対策
には、この1冊!**

- 携帯に便利なA5サイズ
- 水に強く水をはじく紙を使用
- 書き込み式で事業所独自のマニュアルが作れる

品番Z50021
A5版/28頁

1冊 **440円** 税込

行政書士がお届けする い・ろ・は

人生100年時代の終活

vol.3 「障害のある子」をもつ親の【40代からの】終活

人生100年時代の終活 い・ろ・は の最終回は近年ご相談が多くなっている「障害のある子」をもつ親が、「親なきあと（親が子どもの面倒を看られなくなったあと、子どもがどのように生きていくのか）」のことを40代から（子どもが成人する前から）できる終活のお話です。

「障害のある子ども」の「親なきあと」はどうなるの？

「80・50」問題の厳しい現実…「親なきあと」問題の第一人者と言われている渡部伸氏の著書「障害のある子の家族が知っておきたい「親なきあと」」によると、40代の知的障害者のうち、半数を超える方が親と同居し、50代前半でも3割を超えているそうです。子どもが50代ということは、親は70代～80代以上、高齢の親が障害者の介護をしたり、引きこもりの子どもが働けず、親の年金だけで生活をしている、といった「80・50」の現実に悩まれている方も少なくありません。

障害のある子どもが、「親なきあと」一人で生きていけるよう、親が元気なうちに（できれば子どもが成人する前から）必要な準備を、少しずつしておくことが大切です。「障害のある子」の家族とかかわる地域のみなさんが、最低限の知識をもって、社会との関係性や接点を作り、いざという時には地域や行政に助けてもらえるようにしておくことがポイントです。

心配ごと①

親なきあと、お金のことで困らないか？

食事ができる？ 買い物に行くお金はある？
ライフライン（電気・ガス・水道）がストップしない？
親が残したお金をそもそも相続手続きできる？

準備できること

- 障害基礎年金受給の手続き・扶養共済加入
- 財産が少なくても遺言を作成する【後述相談1・2】
- お金の渡し方の対策（生命保険信託、特定贈与信託など）

心配ごと②

親がお金を残してもお金を管理できる？

お金を友だちや悪質な訪問販売にだまし取られないか？
子どものことを頼んでいた親族が他の用途にお金を使わないか？ 銀行からお金をおろすことができるか？

準備できること

- 成年後見制度を利用する【後述相談1】
- 民事信託の契約*を任せたい家族・親族と結んでおく。
- お金の管理（生命保険信託、特定贈与信託など）

心配ごと③

親なきあと、どこに住むのか？

残した自宅で暮らしていただけるか？
他のきょうだいが同居させてくれるか？
施設に入っているけど、ずっと施設が存続しているか？
施設で心身の状態が変わったら、追い出されないか？

準備できること

- 親なきあとと自宅が独居なら、居宅介護、自立生活支援のサービスを早めに受け始める
- グループホーム、障害者支援施設を見つける
- ショートステイを利用して、親元から離れる練習をする
- 民事信託の契約* 成年後見制度【後述相談1・2】

心配ごと④

親なきあと、誰にサポートしてもらうの？

残した家があっても独りでは暮らせない
病院に一人では行けない
支援サービスの相談・申請を一人ではできない

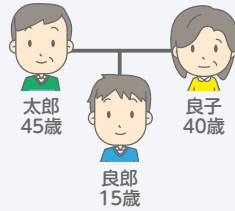
準備できること

- 親が地域のネットワークに参加し（地域の障害者支援センター、行政の障害福祉担当者、地域包括支援センター、地域の民生委員など）、相談できる所を確保する
- 利用できる福祉サービスを契約し、活用し始める
- 成年後見制度を利用する【後述相談1】

*民事信託の契約

親【委託者】が親なきあとの財産を託したい人【受託者】と障害をもつ子【受益者】の福祉のために契約を結びます。親が、障害をもたない他の子どもや親族と契約を結ぶ家族の信託です。【受託者】は契約書どおりに【受益者】の生活を支えて一定額のお金を渡したり、受益者が亡くなった後の財産の行先を決めておくこともできます。

40代夫婦、障害のある子どもが成人するまでにできること



田中夫妻と障害のある子ども良郎君のケース

太郎さん 45歳・会社員
良子さん 40歳・パート
良郎くん 15歳・特別支援学校中学3年

田中夫妻には重度の知的障害のある子ども良郎くんがいます。夫妻は新興住宅地に家を購入（夫の名義）し、障害のある良郎くんをのびのびと育ててきました。子どもは良郎くんだけで、中学3年になった良郎くんの将来のために今できることを少しずつ準備しようと、相談にいられました。

心配ごと	夫妻の希望
① 夫妻が高齢になり良郎くんのお世話が難しくなったときに誰が良郎くんのお金の管理や生活のサポートしてくれるの？	自分たちができなくなったら、信頼できる人に任せたい。
② 夫妻が亡くなったあとの相続手続きは誰がするの？	家（不動産）は処分し、お金に換えて、良郎くんに相続させたい

▶ 田中夫妻は今できる法律的な対策として次の2つをすることに

① 子どもと父・子どもと母の間で任意後見契約を結んでおく。

⇒ 夫妻のどちらかが亡くなった際、残った親が任意後見人となるよう公正証書契約*を結び

※未成年の子どもが契約当事者になる場合、親権者が法定代理人となって契約する方法で、契約当事者が成人するまでなくなる。重度の知的障害をもつ人は行為能力が不十分のため、契約をするためには法定代理人（未成年の子は親または未成年後継人となり、成人後は成年後見人）を立てて契約する。（2022年4月から成人年齢が18歳に引き下げられる）

⇒ 公正証書契約の条項の中には、良郎くんのことを生涯にわたって任せられることができる人（又は法人）が見つかったときは、スムーズに後見人をボタンタッチできるようにも工夫

公正証書契約書

- ① 父と子どもの任意後見契約。
- ② 母と子どもの任意後見契約。
- ③ ①②を公正証書で結び、後に残った妻（夫）が、次の後見人を指定することができるようにする

② 夫妻それぞれが遺言書を自筆で書き、法務局に預ける。どちらかが亡くなったら公正証書で作直す。

⇒ 夫妻のどちらかが先に亡くなってもよいように夫・妻がそれぞれが自筆で遺言書を作成し、法務局の保管制度を利用
⇒ 夫妻のどちらかが亡くなったら、残されたほうは公正証書で遺言書を作成する

遺言書

- ① 夫（妻）は、財産を全て妻（夫）に相続させる。
- ② 夫妻が同時に亡くなった場合は、財産を全てお金に換えて、子ども（良郎くん）に相続させる。
- ③ 遺言執行者は夫（妻）とする。②の場合は適任者を指定する。

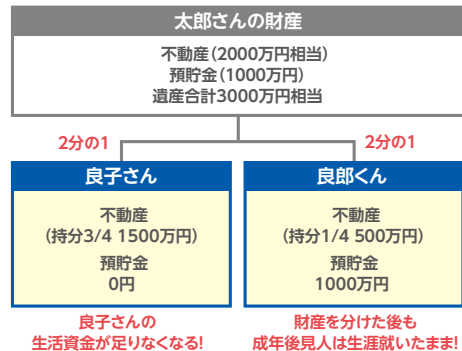
▶ もしもご夫妻が①②の対策をせずに10年後、太郎さんが亡くなった場合の相続手続きはどうなるの？

⇒ 民法の原則どおり、「遺産分割協議書」に法定相続人全員のサインと実印が必要に

⇒ 成人した良郎くんの代理人は家庭裁判所が選んだ成年後見人*となり、成年後見人が遺産分割協議に参加しサイン

※成年後見人とは、判断能力が十分ではない人（以下「ご本人」）の代理人となり、ご本人の財産管理や身上保護を行う人（個人、法人）のことをいいます。成年後見人は、成年後見制度のうち法定後見に分類され、法定後見には「成年後見」「保佐」「補助」の3類型があります。適用される類型は、ご本人の判断能力の程度により決まり、代理人は家庭裁判所が選任します。

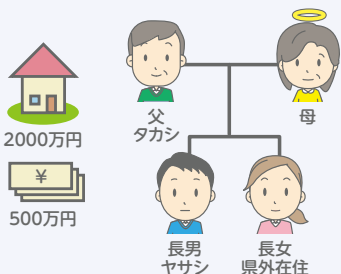
⇒ 原則、成年後見人は、本人の経済的利益を重視して、良郎くんの法定相続分以上を確保することに



田中夫妻の家に対する想いと異なる結果になってしまふ

ご相談事例 2

余命3か月を宣告された末期ガンの父（78歳）、 定職に就けず引きこもりがちな息子（45歳）、急がれる親なきあとの対策



タカシさん一家のケース

父（タカシさん78歳・無職）
長男（ヤサシさん45歳・無職）
長女（結婚して県外在住）

父と長男は、妻亡きあと10年余り、郊外の一軒家で二人で暮らしていました。長男は高校を卒業して20年来定職に就けず、職場を転々とし、給料を手にするたびに浪費してお金が手元に残らず、父が生活の面倒をみていました。これまで病院や福祉、行政への相談はせずに、なんとか自立してほしいと時に厳しく接してきたそうです。長男のことが心配で、今からでも何かできないか、と病床からのご相談でした。

心配ごと	父タカシさんの希望
①タカシさんが亡くなったあと、ヤサシさんが収入を得て、一軒家でひとりで暮らしていくのは難しい	自分が死んだら不動産は売却して、ヤサシさんの当面の生活費にして自立してほしい
②定職に就けず、繰り返し浪費するのは病気が障害があるのかも？	まず病院に受診して、行政や福祉に相談し、長女は遠方で世話を頼めないから、年金や生活扶助を使って自立してほしい

▶父タカシさんが、存命中にできる法的な対策として次の2つをすることに

①財産について遺言書を公正証書で残す。

公正証書遺言

- ① 財産は全てお金に換えて、その2分の1ずつを長男と長女に相続させる。
- ② 遺言執行者は長女とする。

②親なきあと、長男の生活を自立させるために、福祉・法律の専門家の保佐人※選任申立てをする。

※保佐人とは、判断能力が不十分な人の財産や権利を守るための成年後見制度のうち、家庭裁判所がその人にふさわしい後見人等を選定し、障害や認知症で判断能力が不十分でも本人らしく生活できるようにするための制度。「保佐人」は判断能力が著しく不十分な人につく。

遺言書を残した1か月後、保佐人申立の準備を進めている途中で父タカシさんは亡くなりました。病床の父の思いを知ったヤサシさんは自ら受診し、発達障害と知的障害があることがわかり、地域の福祉支援センターの相談員についてもらいました。

現在は障害に合った仕事に就けるよう職業訓練を受けはじめ、保佐人についてもらい、独り暮らしのアパートの契約や生活費の管理をしてもらうなど、支援を受けながら自立した生活を始めています。

「親なきあと」のことを考えると、障害のある子どもをもつ親の心配は際限がありません。お子さんの障害の程度や性格、きょうだいの有無、家庭環境によっても、「親なきあと」の対策はさまざまです。

前出の著書で渡部伸氏は「障害のある子どもをもつ親が、自分がいなくなったらこの子はどうなるのだろうと、言いようもない不安にさいなまれているかもしれないけれど、「何とかなさ」ということを一番伝えたい」と述べておられます。

心配事がたくさんあって、子どもが小さい頃から「終活」なんて、何から手をつけてよいかかわらないと思われるかもしれません。いつかは訪れる「親なきあと」のために地域や行政・福祉とのつながりを作りながら、ご紹介したような遺言や任意後見契約という法的な対策も、親が若いうちからできることがあります。ぜひ、親御さんひとりや家族の中だけで悩まないで、第三者への相談の一步を踏み出してみてください。「何とかなさ」と思っていただけで、私どもも精一杯ご相談に応じてまいります。



なな行政書士法人 <http://www.nana-gsh.com>

女性スタッフで、シニア世代の終活ゆとりサポートを中心に活動しています。任意後見契約のご相談をはじめ、独居高齢者の支援、障がいを持つ子の親なきあとの支援など、「心をつなぐ寄り添う終活」を平和都市広島から発信しております。

●広島本社 〒732-0828 広島市南区京橋町 9-15-301 TEL 082-262-7701 ●福山オフィス 〒720-0065 広島県福山市東桜町 2-11-5F TEL 084-982-7703



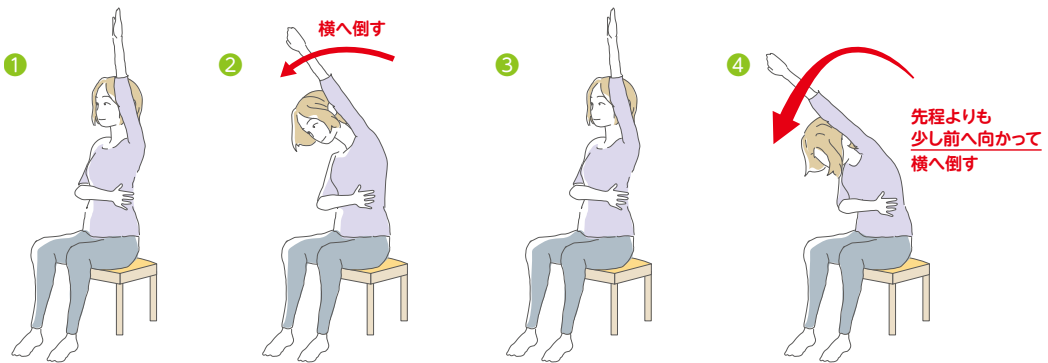
ウエストのくびれを取り戻そう

自粛生活は依然と続き、リモートワークという方も多いのではないのでしょうか。デスクワークをしているとき、あなたの足元はどうなっていますか。足を組んでいると体の左右のバランスが悪くなり、そのまま椅子に座り続けていることでウエストが太くなってしまいます。ウエストのくびれをつくるには、ウエストをただひねるだけではダメ。ウエストの筋肉を斜めや縦に動かす「サイドストレッチ」を紹介します。

サイドストレッチ

[準備] 椅子に座り、膝は肩幅に開きます。骨盤を立てるように意識して背筋を伸ばしてスタート。①～④を4セット、上げる手を変えて行う。

- ① 左手をまっすぐ伸ばして上げる。
- ② 息を吐きながら、上半身を右へ倒す。右手で左のわき腹をさすりながら、どこが伸びているのを感じる。このとき、上げた腕のほうのお尻に体重を乗せようと意識することで、わき腹がより伸びる。
- ③ 息を吸いながらもとの姿勢に戻す。
- ④ 腕を先ほどよりも少し前へ、斜め前に倒れるように上半身を右に倒す。背中からお尻にかけて伸びるのを感じる。



YOKO METHOD 主宰 斎藤洋子

病弱だった幼少期から大好きなダンスを通して健康になり、身体を動かすことの大切さを実感。モダンダンス、バレエ、ジャズダンスのインストラクターを経て20代から中高年のための無理のないエクササイズに注目し研究を重ね、「やさしいイス体操」を考案。2018年ジャイロキネシス認定トレーナーの資格を取得。

＼ 気になる数字 /

海外の日本食レストラン 2年で3割増

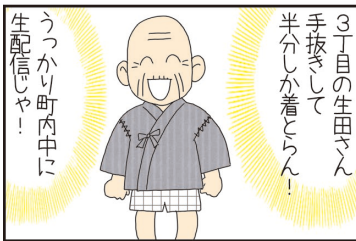
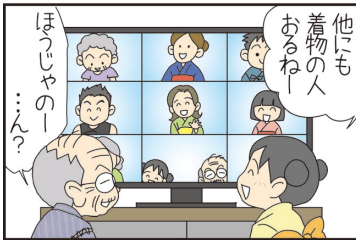
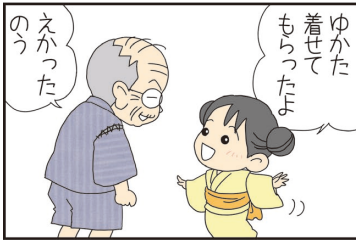
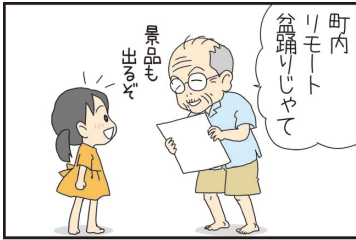
海外で和食が人気というニュースをよく聞くので、実際の数を調べてみました。農林水産省の調査によると、海外にある日本食レストランの数は平成29(2017)年から令和元(2019)年の間に約3割増えて約15万6,000店。欧米での増加は落ち着き、南米、アフリカ、オセアニアでの増加が目立ちます。しかし、日本国内の和食の存在感は薄れ気味。農林水産省の「食育に関する意識調査」によると、「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている」と回答した人の割合は令和元(2019)年度は47.9%でした。海外のお客様、また次世代に伝えたい味として、思いつく料理は何ですか。

旬カメラ すいか割り



海水浴や夏の合宿の思い出に、必ずといっていいほど登場する「すいか割り」。スポーツとしての公式ルールがあるそうです。日本すいか割り推進協会では競技場所は砂浜や芝生の広場、用具として日本国産すいかを勧めています。すいかとの距離、棒の直径、競技者の回転数など細かい設定もあります。勝ったチームはすいかを食べる権利があり、負けたチームも残ったら食べることができるそうです。食いしん坊の私は、勝っても負けても、一番甘い真ん中を食べることができたら満足できそうです。





Q&A

よくある質問

お客様からよく頂く
質問にお答えします!

Q 今年発売する2022年ケア手帳にコード表の差し替えはありますか?

A 2022年度は法改正の予定がないため、コード表の差し替えはございません。

Q 各種手帳の早期割引はいつまでですか?

A 早期割引は、2021年9月末までとなっております。

Q 2021年4月介護保険法改正に商品是对应していますか?

A 対応した商品を各種帳票と共にご準備しております。

商品のご予約・お問い合わせ ☎ Tel 0120-74-7675 Fax 0120-47-1704

老いも人生も楽しむチャンネル。

CAPS channel

キャプスチャンネル

検索

<http://caps-channel.jp>

2021年8月(予定)

お客様満足度97.2%!

訪問理美容サービス「ペラムの訪問カット」が
お届けする新コラムがスタート!!



ご感想・ご意見、お待ちしております!!
各コーナーからカンタンに投稿できます。

感想を送るほどでもないけど...という方!
ぽやきフォームでつぶやいちゃってください
!! どのコンテンツも見逃さない!!



2021年度版
ケアマネジャー・ケアクラークのための
介護サービスコード表

Z00721

■A5版 304頁

1冊 1,155円 5冊以上のご注文/1冊 1,100円



2021年4月改定

障害者総合支援
サービスコード表

Z10421

■A5版 264頁

1冊 1,100円



改定2021年版

介護報酬
ハンドブック

Z30421

■A5版 252頁

1冊 1,050円

好評
発売中

キャプススタッフの
つぶやき

好きな生き物は?



翻車魚



カメ



りす



チンパンジー



ワタシを
噛む猫



レッサー
パンダ



唯一
抱っこで
できる犬



インコ
(=^o^=)



うさぎ



ねこ
(=^o^=)



キャプス 株式会社 タニシ企画印刷 〒730-0845 広島市中区舟入川口町4-2

☎ Tel 0120-74-7675 Fax 0120-47-1704

<https://www.caps-shop.jp>

●きゃぶず便り 定期購読できます。お気軽にお問い合わせください。



介護・福祉の文具マーケット

CAPS